

## 葛飾区の助成

葛飾区の養育費受け取り支援事業について、ご案内します。くわしくは、事前に子育て応援課までご相談ください。

[対象者] 葛飾区民で、下記の要件の全てを満たす方

- ①ひとり親家庭の母または父であること。
- ②18歳に達した日以降の最初の3月31日までにある養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養していること。
- ③養育費を受け取る権利を有すること。
- ④過去に他自治体も含め同種の助成金の交付を受けていること。
- ⑤次のいずれかの助成要件に該当すること。

### ◇公正証書等作成助成

養育費に係る強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、家庭裁判所の審判、確定判決のうち、いずれかの取り決めに要した費用を負担した方。

【助成限度額】43,000円（一回限り）

【申請期限】確定した日から1年以内

### ◇養育費立替保証契約に係る保証料助成

保証会社と1年以上の養育費立替保証契約を締結した際に初回保証料を負担した方。

【助成限度額】50,000円（一回限り）

【申請期限】契約日から1年以内

### ◇裁判外紛争解決手続（ADR）費用助成

ADRを利用して、子の養育費が合意された場合に、取り決めにかかった費用を負担した方。

【助成限度額】20,000円（一回限り）

【申請期限】取り決めをした日から1年以内

## 相談・問い合わせ先

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

◇生活のことなら はあと

【生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援】03-6272-8720

◇仕うことなら はあと飯田橋

【就業相談】03-3263-3451

### 養育費等相談支援センター

◇養育費・面会交流に関する相談

0120-965-419 / [info@youkuhi.or.jp](mailto:info@youkuhi.or.jp)

（携帯電話等からは03-3980-4108）

### 日本公証人連合会

◇公正証書について

<https://www.koshonin.gr.jp>

### 「かいけつサポート」（法務省）

◇ADRについて

<https://www.adr.go.jp/>

### 日本司法支援センター(法テラス)

◇法的トラブルについて

サポートダイヤル 0570-078374

葛飾区では弁護士相談も受け付けています

#### ◆弁護士相談（無料・要予約）

区民相談室（区役所2階 209番窓口）

03-5654-8612～8615

令和6年3月発行

# 養育費

## 受け取り支援事業



葛飾区子育て支援部子育て応援課

ひとり親家庭相談係（区役所4階 401番窓口）

〒124-8555

東京都葛飾区立石 5-13-1

☎ 03-5654-8276

## 養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことを言います。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費、教育費、医療費等がこれに当たります。

## 養育費の取り決めについて

養育費は、父母が離婚する前に、離婚後の子どもの養育のために、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法等を具体的に決めておく必要があります。

そのためには、養育費の支払いがスムーズに行われるよう、口約束でなく文書（強制執行認諾約款付きの公正証書）で取り決めをすることや、話がまとまらない場合に家庭裁判所を通して取り決める方法、また、ADR（裁判外紛争解決手続）という国の認定を受けた事業者を仲裁者として、手続きをする方法等で取り決めをすることが大切です。

法務省では、「子どもの養育に関する合意書の手引きとQ&A」というパンフレットを作成していますので、参考になさってください（法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp>）



## 養育費 Q&A

**Q** 養育費の金額はどのように決めるのか？

**A** 両親が話し合って決めることが一般的です。目安となるものとして、裁判所が公表している「養育費算定表」があります。

**Q** 養育費算定表とは？

**A** 両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。養育費算定表は裁判所や養育費相談支援センターのホームページで見ることができます。

**Q** 離婚の理由や原因は養育費には関係ないのか？

**A** 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離して考える必要があります。

**Q** 子どもに会えない場合には、養育費は払わなくてもいいのか？

**A** 養育費を負担することと、子どもの面会交流は全く別の問題のため、面会交流ができないからといって、養育費を支払わなくていいことにはなりません。

**Q** 養育費について話し合いができない場合や、話し合っても結論がでない場合はどうしたらいいのか？

**A** 家庭裁判所の家事調停手続を利用できます。家事調停手続においても、話し合いがまとまらなかった場合には、家事審判手続に移行し、必要な審理が行われた上で、結論が示されます。

**Q** 養育費は、子どもが未成年の間だけ支払えばよいのではないか？

**A** 養育費は、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する生活費や教育費等です。このため、成人後の大学生や専門学生、病気等で自立できない子どもについても認められることがあります。また、成人前でも就職し自立した場合等には不要となる場合もあるため、子どもが未成年かどうかで一律に決まるものではありません。

**Q** 養育費の取り決めをしたが、支払ってもらえない場合はどうすればいいか？

**A** ①履行確保の手続き

養育費の分担が、家事調停や家事審判等で決められた場合は、相手に対してそれを守るよう勧告することを家庭裁判所に求めることができます。また、相手に取り決めの履行を命じるよう家庭裁判所に申し立てることもできます。

②強制執行の手続き

養育費の分担が強制執行認諾約款付きの公正証書（執行証書）や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、これらの文書（債務名義）を用いて、相手の財産を差し押さえ、養育費を回収する手続き（強制執行）を利用するすることができます。

\*このチラシは、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

（法務省 2023年版）を参考・引用しています。

